

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【公表番号】特表2007-513160(P2007-513160A)

【公表日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2006-542660(P2006-542660)

【国際特許分類】

A 01 N	41/10	(2006.01)
A 01 N	25/12	(2006.01)
A 01 N	25/04	(2006.01)
A 01 N	59/20	(2006.01)
A 01 N	59/16	(2006.01)
A 01 N	57/20	(2006.01)
A 01 N	37/22	(2006.01)
A 01 P	13/00	(2006.01)
A 01 P	7/02	(2006.01)
A 01 P	7/04	(2006.01)
A 01 M	21/04	(2006.01)

【F I】

A 01 N	41/10	A
A 01 N	25/12	1 0 1
A 01 N	25/04	1 0 2
A 01 N	59/20	Z
A 01 N	59/16	Z
A 01 N	57/20	G
A 01 N	57/20	L
A 01 N	37/22	
A 01 P	13/00	
A 01 P	7/02	
A 01 P	7/04	
A 01 M	21/04	C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年5月31日(2011.5.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光子相關分光法によって測定される粒子径中央値及びZ平均粒子径が1マイクロメートル未満である除草効果量のメソトリオン、又は農薬的に許容され得るそれらの塩、並びに分散剤を含んで成る、懸濁濃縮物。

【請求項2】

前記メソトリオン又は農薬的に許容され得るそれらの塩の前記粒子径中央値及び前記Z平均粒子径が、800ナノメートル未満である、請求項1に記載の懸濁濃縮物。

【請求項3】

前記メソトリオンがメソトリオンの金属キレートを含んで成る、請求項1に記載の懸濁濃縮物。

【請求項4】

前記メソトリオンの金属キレートが、メソトリオンの銅又は亜鉛キレートから成る群から選定される、少なくとも1つのメンバーを含んで成る、請求項3に記載の懸濁濃縮物。

【請求項5】

少なくとも1つの追加の水不溶性活性固体成分を更に含んで成る、請求項1に記載の懸濁濃縮物であって、前記水不溶性活性固体成分が、トリアジン除草剤、イソオキサゾール除草剤及びスルホニルウレア除草剤から成る群から選定される、前記懸濁濃縮物。

【請求項6】

前記水不溶性活性固体成分が、トリアジン除草剤である、請求項5に記載の懸濁濃縮物。

【請求項7】

水性相に溶解した水溶性活性成分を更に含んで成る、請求項1に記載の懸濁濃縮物であって、前記水溶性活性成分が、グリホサート、グルホシネート及び農業的に許容され得るそれらの塩から成る群から選定される、前記懸濁濃縮物。

【請求項8】

請求項1に記載の懸濁濃縮物を水中で希釈することによって得られた害虫駆除組成物。

【請求項9】

共・除草剤、殺菌剤、殺虫剤、ダニ駆除剤及び線虫駆除剤から成る群から選定される少なくとも1つのメンバーを更に含んで成る、請求項8に記載の害虫駆除組成物。

【請求項10】

有用植物の作物において所望されない植物の成育を制御するための方法であって、有用植物、それらの種子もしくは苗、又はそれらの作物領域を請求項8に記載の害虫駆除組成物で処理することを含んで成る方法。

【請求項11】

前記害虫駆除組成物が、発芽前又は発芽後に適用される、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記有用植物の作物がトウモロコシである、請求項10に記載の方法。

【請求項13】

以下：

(A)連続的な水性相；

(B)(i)少なくとも1種の水不溶性活性液体成分を含んで成る分散したエマルション相；

(ii)該水不溶性活性液体成分を乳化するために十分な量にある乳化剤；及び

(C)(i)分散固相として、光子相關分光法によって測定される粒子径中央値及びZ平均粒子径が1マイクロメートル未満である除草有効量のメソトリオン；

(iv)メソトリオン及び製剤中に存在する任意の他の固体技術材料を分散させるために十分な量にある分散剤；

を含んで成るサスペンション製剤であって、

ここでの該固相は前記水性及び/又はエマルション相に分散している、サスペンション製剤。

【請求項14】

前記メソトリオン又は農業的に許容され得るそれらの塩の前記粒子径中央値及び前記Z平均粒子径が、800ナノメートル未満である、請求項13に記載のサスペンション製剤。

【請求項15】

前記メソトリオンがメソトリオンの金属キレートを含んで成る、請求項13に記載のサスペンション製剤。

【請求項16】

前記メソトリオンの金属キレートがメソトリオンの銅又は亜鉛のキレートから成る群か

ら選定された少なくとも 1 つのメンバーを含んで成る、請求項 1_5 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 1_7】

前記 水不溶性活性液体成分 が、アセトアミド除草剤及び薬害軽減剤から成る群から選定される少なくとも 1 つのメンバーである、請求項 1_3 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 1_8】

前記 水不溶性活性液体成分 が、アセトアミド除草剤である、請求項 1_7 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 1_9】

前記アセトアミドが、メトラクロール(S)と(R)異性体の混合物を含んで成り、ここで(S)-2-クロロ-N(2-エチル-6-メチルフェニル)-N(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド、対、(R)-2-クロロ-N-(2-エチル-6-メチルフェニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミドの比率は、50-100%~50-0%の範囲にある、請求項 1_8 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 2_0】

少なくとも 1 つの薬害軽減剤を更に含む請求項 1_3 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 2_1】

前記薬害軽減剤がベノキサコール及びジクロルミドから成る群から選定される少なくとも 1 つのメンバーを含んで成る、請求項 2_0 に記載のサスボエマルション製剤。

【請求項 2_2】

少なくとも 1 つの追加の 水不溶性活性固体成分 を更に含んで成る、請求項 1_3 に記載のサスボエマルション製剤であって、前記 水不溶性活性固体成分 が、トリアジン除草剤、イソオキサゾール除草剤及びスルホニルウレア除草剤から成る群から選定される、前記サスボエマルション製剤。

【請求項 2_3】

水性相中に溶解した水溶性活性成分を更に含んで成る、請求項 1_3 に記載のサスボエマルション製剤であって、前記 水溶性活性成分 が、グリホサート、ゲルホシネット及び農薬的に許容され得るそれらの塩をから成る群から選定される、前記サスボエマルション製剤。

【請求項 2_4】

請求項 1_3 に記載のサスボエマルション製剤を水中で希釈することによって得られる害虫駆除組成物。

【請求項 2_5】

共-除草剤、殺菌剤、殺虫剤、ダニ駆除剤及び線虫駆除剤から成る群から選定される少なくとも 1 つのメンバーを更に含んで成る、請求項 2_4 に記載の害虫駆除組成物。

【請求項 2_6】

有用植物の作物において所望されない植物成育を制御するための方法であって、有用植物、それらの種子もしくは苗、又はそれらの作物領域を請求項 2_4 に記載の害虫駆除組成物で処理することを含んで成る方法。

【請求項 2_7】

前記害虫駆除組成物が発芽前又は発芽後に適用される、請求項 2_6 に記載の方法。

【請求項 2_8】

前記有用植物の作物がトウモロコシである、請求項 2_6 に記載の方法。

【誤訛訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 9】

他の態様では、本発明はサスボエマルション製剤に関し、以下：

(A)連続的な水性相：

(B)(i)少なくとも1種の水不溶性活性液体成分を含む分散エマルション相；

(ii)該水不溶性活性液体成分を乳化するために十分な量にある乳化剤；及び

(C)(i)分散固相として、1マイクロ未満、好適には800nm未満の平均粒子径を有するメソトリオン；

(ii)製剤中に存在するメソトリオン及び任意の他の固体技術材料を分散させるために十分な量の分散剤；ここでの固相は前記水性及び/又はエマルション相に分散される、を含んで成る。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

本発明の他の態様は、サスポエマルション製剤に関し、以下：

(A)連続的な水性相；

(B)(i)少なくとも1種の水不溶性活性液体成分を含んで成る分散エマルション相；

(ii)該水不溶性活性液体成分を乳化するために十分な量にある乳化剤；及び

(C)(i)分散固相として、1マイクロ未満、好適には800nm未満の平均粒子径を有する除草有效量のメソトリオン；

(iii)製剤中に存在するメソトリオン及び任意の他の固体技術材料を分散させるために十分な量にある分散剤；ここでの固相は前記水性及び/又はエマルション相に分散される、を含んで成る。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

1つの態様では、水不溶性活性液体成分は、アセトアミド除草剤及び薬害軽減剤又は解毒剤から成る群から選定される少なくとも1つのメンバーを含む。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

好適な水不溶性活性液体成分は、アセトアミド除草剤及び薬害軽減剤を含む。代表的なアセトアミド除草剤は、ジフェナミド、ナプロパミド、ナプロアニリド、アセトクロール、アラクロール、ブタクロール、ジメタクロール(dimethachlor)、ジメテナミド、ジメテナミド-P、フェントラザミド、メタザクロール、メトラクロール、ペソキサミド(pethoxamid)、プレチラクロール、プロプラクロール、プロピソクロール、S-メトラクロール、テニルクロール、フルフェナセット及びメフェナセットを含む。アセトアミド除草剤が周囲温度で液体である場合、即ち、約0未満の融点を有する場合、油相は、本質的に又は実質的にアセトアミド除草剤そのものから成ることができる。言い換えれば、有機溶媒は、任意に一種類を含むことができるが、必須とはされない。周囲温度で液体であり、且つ有機溶媒を必要としない本発明の組成物に製剤化することができるアセトアミド除草剤の例は、アセトクロール、ブタクロール、メトラクロール、S-メトラクロール及びプレチラクロールを含む。有機溶媒が所望又は必要とされる場合、農薬製剤業界において公知である任意の適切な有機溶媒であって、アセトアミド除草剤を十分に溶解させることができる

有機溶媒を使用することができる。好適な有機溶媒はアセトアミド除草剤が多く溶解するものであり、油相中及び組成物中に全体として適用され得るアセトアミド除草剤の濃度を同程度の高さにするためである。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

本発明の懸濁濃縮物及びサスペンション製剤は、メソトリオンに加えて、少なくとも1種の水不溶性活性固体成分を含み得る。本発明において使用するための適切な水不溶性活性固体成分は、グリホサート酸、トリアジン除草剤、例えば、アトラジン、シマジン又はテルブチラジン、イソオキサゾール除草剤、例えば、イソキサフルトール及びスルホニルウレア除草剤、例えばブリミスルフロン、プロスルフロン又はニコスルフロンを含む。